

議第4号

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

令和7年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p>

(下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 【参考資料】

### 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

令和7年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

##### (1) 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

令和7年12月期の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。

常勤の特別職職員（年間+0.05月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期	2.300	2.300
12月期	<u>2.350</u>	<u>2.300</u>
計	<u>4.650</u>	<u>4.600</u>

（第5条関係）

##### (2) 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

令和8年6月期以降の期末手当支給率を次表のとおり改正します。

常勤の特別職職員

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期	<u>2.325</u>	<u>2.300</u>
12月期	<u>2.325</u>	<u>2.350</u>
計	4.650	4.650

（第5条関係）

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(4) 改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなします。

(附則第2項関係)